

決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」(令和4年10月7日議会運営委員会決定)に定めるもののほか、決算特別委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

1 決算特別委員会の開催場所

第7委員会室で行うものとする。

2 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

3 審査日程

別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

4 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 決算特別委員長(以下「委員長」という。)は、様式1により各常任委員長に閉会中調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、上記の閉会中調査終了後に様式2により決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を委員長に提出するものとする。
- (3) 決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)4(4)に係る決算特別委員への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

5 説明員

決算の概要説明は、会計管理者が行い、決算審査意見の概要説明は代表監査委員が行うものとする。

6 決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならないものとする。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間の終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。

- (5) 質疑は一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。

7 総括質疑

- (1) 総括質疑の項目、方法、時間及び順序等は、委員会に諮って決定するものとする。
- (2) 総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の正午とし、様式3により政務調査課に提出するものとする。

8 理事会

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の円滑な運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
- (4) 理事会は、総括質疑の項目、方法、時間及び順序等のほか、委員会運営の円滑化及び効率化のために必要な事項等について協議を行うものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

別紙 1

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事務局
國 仲 昌 二 委 員 長

	説 明 員 席	
--	---------	--

	山里将雄委員	玉城健一郎委員
--	--------	---------

下地康教委員	新垣 新委員	島尻忠明委員
--------	--------	--------

平良昭一委員	次呂久成崇委員	当山勝利委員
--------	---------	--------

末松文信委員	又吉清義委員	仲村家治委員
--------	--------	--------

西銘純恵委員	玉城武光委員	瀬長美佐雄委員
--------	--------	---------

	金城 勉委員	大城憲幸委員
--	--------	--------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

別紙 2

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
令和 5 年 12 月 12 日	火	本 会 議 及 び 各 委 員 会 終 了 後	決算特別委員会 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
令和 6 年 1 月 10 日	水	午前10時	決算特別委員会 ○概要説明 ・令和4年度一般会計及び特別会計決算 ・令和4年度一般会計及び特別会計決算に対する審査意見 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	会 計 管 理 者 代 表 監 査 委 員
1 月 11 日	木	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査	関 係 室 部 局
1 月 12 日	金	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査	関 係 室 部 局
			○決算調査報告書記載内容等についての協議	
1 月 15 日	月		決算調査報告書整理日	
1 月 16 日	火		決算特別委員への決算調査報告書の配付 (正午)	
1 月 17 日	水	午前10時	決算特別委員会 ○総括質疑の方法等についての協議	
1 月 18 日	木		総括質疑通告締め切り (正午)	
1 月 19 日	金	午前10時	決算特別委員会 ○総括質疑	知 事 等 関 係 室 部 局
			○採決 ・令和4年度一般会計及び特別会計決算	

様式1

令和 年 月 日

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇 殿

決算特別委員長
〇 〇 〇 〇

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について青委員会において閉会中調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、 月 日までに所定の様式により御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

認定第〇号 令和〇年度沖縄県一般会計決算の認定について
(〇〇〇〇委員会所管分)

認定第〇号 令和〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇特別会計決算の認定について

様式2

令和 年 月 日

決算特別委員長
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇

決 算 調 査 報 告 書

月 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における審査概要

別紙議事録(速報版)のとおり

2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項(総括質疑)

別紙1のとおり

3 その他委員から特に申出のあった事項

別紙2のとおり

※(特になし)

様式3

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

質
疑
の
要
旨

上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により通告します。

令和 年 月 日

決算特別委員

印

決算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 発言通告書の記載方法等について」の記載例を御覧ください。

決算議案の審査等に関する基本的事項

(常任委員会に対する調査依頼について)

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 審査日程について

決算議案の審査日程はおおむね別紙2のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

2 調査依頼事項について

- (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。
- (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

3 各常任委員会における調査について

- (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
- (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
- (7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。

4 決算調査報告書の作成及び配付について

- (1) 決算調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
- (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における審査概要、決算特別委員会にお

いて知事等に対して改めて質疑が必要とされる事項（以下「総括質疑」という。）及びその他委員から特に申出のあった事項とする。

（３）総括質疑について

ア 各常任委員会における質疑において、総括質疑を提起しようとする委員は、その該当事項を総括質疑とする旨を発言するものとする。

イ 各常任委員会における質疑終了後、総括質疑を提起しようとする委員がその理由等を説明した後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告するものとする。

ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、総括質疑として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見も併せて報告するものとする。

（４）調査報告書は、決算特別委員会において総括質疑の方法等を協議する日の正午までに決算特別委員に配付するものとする。

（５）調査報告書の様式は別に定めるものとする。

５ 総括質疑について

（１）審査の最終日に知事等の出席を求め、本県における１会計年度の締めくくりとなる決算について、大局的な観点から総括質疑を行うものとする。

（２）限られた時間の中で県民にとって有益な議論となるよう、質疑項目の絞り込みを行うものとする。

（３）総括質疑の時間は、２時間（午前中）をめどに終了するものとする。

（４）質疑を行う委員は、あらかじめ文書によりその内容を通告するものとする。

６ 質疑の時間及び方法等について

決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。

７ 理事会について

決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

(別紙 2)

決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
9月定例会期中 (1日目)	決算特別委員会	本会議及び各委員会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
以降 閉会中 (2日目)	決算特別委員会	10時	○□□□年度一般会計及び特別会計決算の概要説明 ○□□□年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	会計管理者 関係室部局 代表監査委員
(3日目)	各常任委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
(4日目)	各常任委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
(5日目)			○決算調査報告書整理日	
(6日目)			○決算調査報告書整理日	
(7日目)	決算特別委員会	午後	○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○総括質疑の方法等についての協議	報告書配付 (正午)
(8日目)			○総括質疑通告書の提出	質疑通告締切 (正午)
(9日目)	決算特別委員会	10時	○総括質疑 ○採決	関係室部局等